

「土曜・放課後活動等助成金」 Q & A

Q 1. 「土曜・放課後活動等助成金」の対象となるのは、どのような活動ですか？

- ー 土曜日や放課後などを有効に活用して、PTAも参画し、子どもたちのために、学習、文化やスポーツ、体験活動などの機会を提供する様々な活動が考えられます。
また、幼稚園の場合、降園後の「預かり保育」などの活動も含まれますし、「預かり保育」について講師を招いての保護者の勉強会や試行に向けての検討会等の会議なども助成対象となります。

Q 2. 活動の実施は7月以降で計画していますが、今回の助成対象となりますか？

- ー 助成金の申請期間は平成 28 年7月1日から7月 20 日としていますが、助成対象となる活動は平成 28 年度内であれば結構です。ただし、報告書提出（残金がある場合は返金処理まで）は平成 28 年度内に完了していただくことになります。

Q 3. これまで毎年実施している土曜日・放課後の活動について、助成対象となりますか？

- ー 助成金を活用することで活動内容の充実が伴えば、助成対象となります。例えば、今まで講師1人をお願いしていた活動を、助成金を活用して講師2人に増員する場合や、毎年1回の開催だった活動を2回に増やす場合などです。

Q 4. PTAとは別組織の「親父の会」などが土曜・放課後活動等の事業を行う場合は、助成はしていただけないのですか？

- ー 助成金の対象は各学校園のPTA会長ですので、PTAが主体的に関与する「親父の会」であっても、別組織に直接助成することはできません。しかしながら、各PTAの判断で、PTAを経由して「親父の会」等の事業へ抛出することには、何ら問題はありません。ただし、この場合でも、全ての手続き（申請・報告）は、各PTA会長にお願いすることになります。各大学の附属学校園で連携して事業を行う場合でも、各PTA会長にそれぞれ申請・報告の手続きをしていただくこととなります。また、当然ですが各学校園の生徒が参加している事業でなければ助成の対象とはなりません。

Q 5. 助成金を活用し土曜・放課後活動等に取り組む予定ですが、学校行事・PTA事業との関係で詳細な事業内容・開催日時までは決まっていますが、申請期間が早いために細部まで確定しないのですが、概要にての申請でもいいのでしょうか？

- ー 詳細な事業内容・開催日時まで確定していなくても、実施見込みのある計画段階での申請も受け付けます。実際の活動終了後に報告書を提出していただければ結構です。ただし、活動自体を中止した場合は、助成金は返金していただくこととなりますのでご注意ください。

Q 6. 事業を行う際、その事業参加者を対象とした傷害保険には加入しておく必要がありますか。

- ー 傷害保険には必ず加入してください。活動される事業に参加される全ての方々を対象に加入をお願い致します。保険については、各学校園様で加入されている保険でもカンガルー保険でもどちらでも結構です。